

1. 福島第一原発における労災防止と労災補償

- (1) 事例①の労働者の具体的な作業内容等について明らかにすること。【厚労省、東電】
- (2) 事例②の労働者の具体的な作業内容等について明らかにすること。【厚労省、東電】
- (3) 事例③の労働者の具体的な作業内容等について明らかにすること。【厚労省、東電】

(答)

- 1 本件公表は、東電福島第一原発事故後の作業に従事した労働者の方が「がん」を発症した場合に、適切な労災請求を行えるよう周知していく観点から、ご本人等の同意を得た上で、事案の概要等を公表したものであり、公表資料に記載の内容以外の詳細については、個人情報保護の観点から回答を差し控えさせていただきます。

(労働基準局補償課)

1. 福島第一原発における労災防止と労災補償

(4) 赤血球増加症を加えて、労災保険制度において放射線被ばくにより発症するおそれのある疾病について、厚生労働省、東京電力は緊急作業従事者だけでなく、全ての作業員、元作業員に周知徹底し、請求勧奨を行うこと。【厚労省、東電】

(答)

- 1 東京電力福島第一原子力発電所事故後の作業従事者への放射線被ばくによる疾病の労災補償制度の周知については、リーフレット「労災保険から放射線被ばくによるがんなどの疾病の補償制度のお知らせ」を作成し、緊急作業従事者に直接送付するとともに、新規入場者については、東京電力を通じて配布しています。
- 2 また、このリーフレットは、福島労働局を含め、全労働局及び監督署において配布しているほか、厚生労働省のホームページにも掲載し、周知を行っています。
- 3 さらに、真性赤血球増加症など、新たに労災認定した疾病については、同リーフレットにおいて、放射線被ばくによって発症するおそれのある疾病として掲載し、周知してまいります。

(労働基準局補償課)

1. 福島第一原発における労災防止と労災補償

(5) 2021年度の労働災害の発生件数、内容について明らかにすること。【厚労省】

(答)

1 厚生労働省では、災害統計を年単位（1月から12月）で集計していることから、年単位で回答させていただきます。

2021年に福島第一原子力発電所敷地内で発生した休業4日以上死傷災害件数は、3件であり、災害の内容は、次のとおりです。

発生日	災害の内容
令和3年 5月20日	重機の移動に伴いめくれ上がった敷鉄板と他の敷鉄板に右足小指が挟まれ、骨折したものの。
令和3年 9月14日	鉄製くさびをハンマーで打ち込んだ際、鉄製くさびが弾けて飛び、近隣の別の労働者の右手小指に接触し、骨折したものの。
令和3年 12月10日	溶接作業中、溶接機から発生した火花が耐火服に付着し、左上腕部及び左脇に熱傷を負ったものの。

(労働基準局安全衛生部労働衛生課)

1. 福島第一原発における労災防止と労災補償

(6) 2021年度の労災補償状況について、請求件数、支給決定件数、傷病名等について明らかにすること。

(答)

1 2021（令和3）年度の東京電力福島第一原子力発電所における作業員の負傷等に係る通勤災害を含めた労災請求件数及び支給決定件数については、請求件数は24件、支給決定件数は18件となっています。

2 傷病名等については、負傷に係る請求件数及び支給決定件数がいずれも13件、放射線被ばくによる疾病に係る請求件数が6件、支給決定件数が2件、放射線被ばくによる疾病以外の疾病に係る請求件数及び支給決定件数がいずれも2件、通勤災害に係る請求件数が3件、支給決定件数が1件となっています。

事案		請求件数	支給決定件数
業務災害	負傷	13件	13件
	業務上疾病		
	放射線被ばくによる疾病	6件	2件
	その他疾病	2件	2件
通勤災害		3件	1件
計		24件	18件

※ 支給決定件数は2021年度中に支給決定した件数であり、2021年度より前に請求がなされた事案も含まれています。

(労働基準局補償課)

1. 福島第一原発における労災防止と労災補償

(7) 放射線被ばくによる疾病として労災請求され、これまで電離放射線障害の業務上外に関する検討会（第1回2003年1月～現在）で検討されてきた疾病、決定件数、被ばく作業内容、労基署、被ばく線量等について明らかにすること。【厚労省】

(答)

- 1 放射線被ばくによる疾病の請求状況については、平成20年度以降把握しており、令和4年度末時点の数値で、請求件数は125件であり、そのうち支給決定件数は48件です。
- 2 また、支給決定事案の48件の疾病別の内訳は、皮膚がんが18件、白血病が8件、悪性リンパ腫が7件、放射線皮膚障害が6件、咽頭がんが2件、甲状腺がんが2件、食道がんが1件、真性赤血球増加症が1件、多発性骨髄腫が1件、肺がんが1件、白内障が1件です。
- 3 さらに、支給決定事案の48件の職種別の内訳は、医療従事者が27件、原発労働者が19件、その他が2件です。
- 4 なお、個々の請求事案の、決定を行った労働基準監督署及び被ばく線量については、個人情報保護の観点からお答えを差し控えさせていただきます。

(労働基準局補償課)

2. 福島第一原発における新型コロナウイルス対策

(2) 東電はこれまでの福島第一原発での業務に起因して感染し労災請求した事例はないと回答しているが、前項のとおり累積感染者数が1700名を超え、協力企業の作業員も1,450名を超えて感染しているなかで、福島第一原発での業務に起因して感染が起きていないとは考えられない。昨年来、オミクロン株に変異後、感染状況が悪化した際に、本来労災請求すべき事案が抑制されているのではないかと思われる。福島第一原発の業務により感染したと考えられる場合には、労災補償請求すること。また元請事業者、下請事業者に周知徹底し、請求勧奨を行うこと。【東電、厚労省】

(答)

- 1 労働者が業務に起因して新型コロナウイルスに感染したものであると認められる場合には、労災保険給付の対象となること等について厚生労働省ホームページ等で周知を行っております。
- 2 また、集団感染が発生した事業場に対しては、労働者へ請求勧奨を実施することを要請しております。
- 3 新型コロナウイルスに感染した労働者が労災請求を円滑に行えるよう、引き続き適切な周知や請求勧奨を行ってまいります。

(労働基準局補償課)

4. 放射線被ばく防護対策と被ばく線量管理

(1) 現在までの放射線管理計画届、放射線作業届の件数を明らかにすること。 労基署に提出した計画届、作業届を上回る放射線被ばくを受けた作業内容及び被ばく線量を具体的に明らかにすること。【厚労省、東電】

(答)

- 1 (前段について) 令和5年3月末現在、放射線管理計画届は累計53件、放射線作業届は累計6,197件が提出されています。

(労働基準局安全衛生部労働衛生課)

4. 放射線被ばく防護対策と被ばく線量管理

(2) 汚染水処理の海上放出処理に従事する作業員の放射線被ばくリスクと対策について明らかにすること。【厚労省、規制庁】

(答)

- 1 平成27年8月に策定した「東京電力福島第一原子力発電所における安全衛生管理対策のためのガイドライン」では、工事の発注段階からの効果的な被ばく低減対策を検討するとともに、作業の実施段階において、作業時間の短縮、遮蔽用防護衣の着用などの作業管理上の対策を適切に実施すること、また、リスクアセスメントの実施を求めています。
- 2 現在、汚染水処理に関する作業としては、処理水希釈放出設備等の設置工事が行われており、今後、処理水の希釈放出が行われるものと承知しておりますが、引き続き、被ばく低減やリスクアセスメントの実施が適切に図られるよう、指導を徹底してまいります。

(労働基準局安全衛生部労働衛生課)

4. 放射線被ばく防護対策と被ばく線量管理

(3) 福島第一原発事故から12年以上が経過した。今回の労働環境評価アンケートに従うと、震災以降の作業経験年数が10年以上の作業員数は907名に上る。事故収束・廃炉業務における被ばく線量の管理・評価は5年を超えたら通算の年数で評価すべきである。このため作業経験10年以上の907名の累積被ばく線量を線量分布の形式で明らかにすること。【東電、厚労省】

(答)

- 1 電離放射線障害防止規則により、管理区域内において放射線業務に従事する労働者の受ける実効線量が5年間につき100ミリシーベルト、かつ、1年間につき50ミリシーベルトを超えないように規制しています。
- 2 その上で、平成27年8月に策定した「東京電力福島第一原子力発電所における安全衛生管理対策のためのガイドライン」では、発電所構内の労働者が一定線量を超える被ばくをするおそれがある放射線業務及び工事について、発電所長又は元方事業者は、あらかじめ、放射線管理計画や放射線作業届を富岡労働基準監督署に提出することで、線源の遮へい、線源からの離隔距離の確保等の被ばく低減対策を実施することとしています。

- 3 引き続き、労働者の被ばく低減が適切に図られるよう、指導を徹底してまいります。

(労働基準局安全衛生部労働衛生課)

5. 作業員の健康管理と救急医療体制（ER）

（5）福島第一原発のERの運用に関して具体的なガイドラインを策定すること。【厚労省】

（答）

- 1 福島第一原子力発電所における緊急医療体制の確保については、平成27年8月に策定した「東京電力福島第一原子力発電所における安全衛生管理対策のためのガイドライン」において、外部医療機関への搬送体制や、発電所内診療所等における医療関連職種の配置等、緊急医療のためのインフラ整備について規定しているところです。

（労働基準局安全衛生部労働衛生課）

6. 福島第一原発緊急作業従事者の長期健康管理について

(1) 現在までの実施状況を明らかにすること。【厚労省】

(答)

1 東電福島第一原発緊急作業従事者の長期的健康管理の実施状況については、直近では2022年11月に、緊急作業に従事した間に受けた放射線の実効線量が1年間につき50ミリシーベルトを超えた方に対する「原子力施設等における緊急作業従事者等の健康の保持増進のための指針」に基づくがん検診等の受診率と相談窓口の相談件数[※]等を公表いたしました。

※ 2022年11月14日公表

- ・ 受診率（令和3年4月から令和4年3月末まで）白内障に関する眼の検査：51.6%（実施者458人/対象者887人）、がん検診等：79.8%（実施者138人/対象者173人）
- ・ 相談件数（令和3年4月から令和4年3月末まで）健康相談：550件、データベース情報照会対応：485件

2 次回は、令和4年4月から令和5年3月までのがん検診等の受診状況を含む長期的健康管理の実施状況をとりまとめて、本年秋頃に公表をする予定で作業を進めてまいります。

(労働基準局安全衛生部労働衛生課)

6. 福島第一原発緊急作業従事者の長期健康管理について

(2) 白内障及びがん検診の結果について明らかにすること。【厚労省】

(答)

- 1 白内障及びがん検診については、対象者の長期的健康管理のため実施していますが、当該検診の結果については、受診者のうち同意を得た方からのみ当省にご報告いただいています。
- 2 しかし、これらの検診の結果については、その結果のみをもって放射線の影響によるものかどうかを科学的に評価することができないこと等から、公表することは予定していません。
- 3 一方、緊急作業従事者の方々の白内障やがんを含む放射線被ばくによる影響については、緊急作業従事者のご協力を得て、その健康状態を生涯にわたって調査させていただく疫学研究を平成 26 年度から行っています。疫学研究においても、追跡年数が短い期間では、放射線による影響を正確に評価することは難しいとされているところであり、長期的に研究を続けてまいります。

- 4 なお、疫学研究の研究結果について毎年度、報告書を作成しており、厚生労働省及び統括研究機関である労働安全衛生総合研究所放射線センターのホームページに掲載しており、ご参照ください。

(労働基準局安全衛生部労働衛生課)

6. 福島第一原発緊急作業従事者の長期健康管理について

(3) 福島第一原発緊急作業従事者だけでなく、すべての原子力関連施設で放射線業務に従事する作業員に放射線被ばくによるがんなどの放射線障害の労災補償について周知徹底すること。【厚労省】

<参考>

原発等労働者の放射線疫学調査第5期(2010年度～2014年度)では、4期につづき、1999年3月現在「放射線影響協会放射線従事者中央登録センター」に登録されていた約34万3千人(放射線管理手帳交付の登録累積)のうち、実際に被ばく労働に従事し、住所が判明した労働者は24万817人(70%)であったとされている。住民調査は中央登録センターから得た情報と原子力事業者等の協力を得て実施されている。

(答)

- 1 東京電力福島第一原子力発電所事故後の作業従事者への放射線被ばくによる疾病の労災補償制度の周知については、リーフレット「労災保険から放射線被ばくによるがんなどの疾病の補償制度のお知らせ」を作成し、緊急作業従事者に直接送付するとともに、新規入場者については、東京電力を通じて配布しています。
- 2 また、このリーフレットは、福島労働局を含め、全労働局及び監督署において配布しているほか、厚生労働省のホームページにも掲載し、周知を行っています。

- 3 さらに、東京電力福島第一原子力発電所事故後の作業従事者に発症したがんの労災認定事案については、同じような状況にある方に認定の要件を満たせば労災補償が受けられること等を周知する観点から、プレスリリースにより公表を行っています。

- 4 今後とも放射線被ばくによる疾病に係る労災補償制度の周知に努めてまいります。

(労働基準局補償課)

6. 福島第一原発緊急作業従事者の長期健康管理について

(4) 厚生労働省が作成、配布しているリーフレット「労災保険から放射線被ばくによるがんなどの疾病の補償制度のお知らせ」では「当面の労災補償の考え方」が記載されているが、「今後新たな医学的知見が得られた場合には検討します。」という文言を追加して明記すること。【厚労省】

(答)

- 1 お示しのリーフレットに記載している、当面の労災補償の考え方は、現時点での医学的知見を踏まえて整理したものであり、今後、その他の「がん」と放射線被ばくとの関連等について新たな医学的知見が得られた場合には、検討し、公表を行うこととしております。

(労働基準局補償課)

6. 福島第一原発緊急作業従事者の長期健康管理について

(4) 東電福島第一原発緊急作業従事者に対する疫学研究について、第1期5年間が終了し、2019年度から第2期調査研究が(独)労働者健康安全機構・労働安全衛生総合研究所に移管されて実施されている。同研究への緊急作業従事者の参加状況及び研究の現状と今後の課題について明らかにすること。【厚労省】

(答)

- 1 「放射線業務従事者の健康影響に関する疫学研究」については、緊急作業従事者19,812名全員を対象として、被ばく線量による健康影響等を調査することとしています。参加状況は、令和4年度の報告書(※1)において、「平成26年の本研究開始から令和4年12月31日までの研究参加者は、研究参加同意者8,023名(40.5%)」(※2)となっています。
- 2 現時点における研究の現状は、健診等による健康状況の把握、交絡因子の把握等を行ってきたところです。

3 令和5年3月に報告された第2期に対する第三者評価委員会報告書(※3)では、累積研究参加者数等について、「参加者の理解と、研究者の努力として評価されるべきものとする。」と評価されています。また、今後の課題については、第3期に向けての提言において、現在の研究参加者の追跡・確保・脱落防止、研究遂行体制の整備、及び限りある人的・金銭的資源の中での研究の整理等の提言を受けました。これらの提言等を踏まえて、引き続き今後の取組内容について検討してまいります。

参考

※1 「放射線業務従事者の健康影響に関する疫学研究」に関する研究報告書

https://www.news.johas.go.jp/hp/doc_report.html

※2 参加拒否者 3,843名(19.4%)、未返信者 4,992名(25.2%)、宛先不明者 1,734名(8.8%)、死亡 757名(3.8%)、その他 463名(2.3%)。

※3 第三者評価委員会報告書

https://www.news.johas.go.jp/hp/pdf/thirdparty_committee_20230331.pdf

(労働基準局安全衛生部労働衛生課)

8. 除染土壌再利用の実証事業における被ばく対策等について

(1) 施工における労働者の被曝量が、評価コードによる評価計算通りに電離則・除染電離則の適用対象外となるかを明らかにするために、この実証実験においては、適切な装備による安全対策と、施工敷地内のサーベイ検査を行い、各労働者の被曝量を計測・評価すること。また現在、どのような装備、サーベイ、被曝量測定、安全管理を行う予定であるか、その方法を具体的に明らかにすること。【環境省、厚労省】

(答)

- 1 電離放射線障害防止規則では、事業者に対し、労働者の被ばく線量が3月につき1.3ミリシーベルト(年間5ミリシーベルト相当)を超えるおそれのある場所を管理区域に設定し、区域内における線量測定等の実施を義務付けているところです。
- 2 また、いわゆる除染電離則では、除染特別地域等[※]内において1万ベクレル毎キログラムを超える汚染土壌等を取り扱う業務等を対象としており、事業者に対し、除染等業務に従事する労働者の被ばく実効線量の測定等の実施を義務付けているところです。

※ 平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質による環境の汚染への対処に関する特別措置法(平成23年法律第110号)に規定する「除染特別地域」又は「汚染状況重点調査地域」

(労働基準局安全衛生部労働衛生課)

8. 除染土壤再利用の実証事業における被ばく対策等について

(2) 評価計算で「内部被ばく線量や施工時の敷地外での外部被ばく線量等の他の経路は十分に追加被ばく線量が低いと評価された。」とされているが、この点も実証実験で確認するために、放射性物質の摂取量や内部被ばくを測定・評価すること。また、スミア、バイオアッセイ、WBC など、その測定方法を具体的に明らかにすること。【環境省、厚労省】

(答)

- 1 除染ガイドライン^{※1}では、事業者は、除染特別地域等^{※2}において除染等業務に従事する労働者について、平均空間線量率が 2.5 マイクロシーベルト毎時を超える場所において除染等作業を行わせる場合は、個人線量計による外部被ばく線量の測定を行うとともに、除染等業務で取り扱う汚染土壤等の事故由来放射性物質の濃度及び作業中の粉じんの濃度に応じ、以下の表に定める方法で内部被ばく線量の測定を行うこととされています。

	50万 Bq/kg を超える汚染土壤等 (高濃度汚染土壤等)	高濃度汚染土壤等以外
粉じんの濃度が 10mg/m ³ を超える作業 (高濃度粉じん作業)	3月に1回の内部被ばく測定	スクリーニング検査
高濃度粉じん作業 以外の作業	スクリーニング検査	スクリーニング検査 (突発的に高い粉じん にばく露された場合に 限る)

※1 「除染等業務に従事する労働者の放射線障害防止のためのガイドライン」
(平成 23 年 12 月 22 日付け基発 1222 第 6 号)

※2 平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質による環境の汚染への対処に関する特別措置法(平成 23 年法律第 110 号)に規定する「除染特別地域」又は「汚染状況重点調査地域」

2 また、除染ガイドラインでは、スクリーニング検査について、次の方法により行うこととされています。

- ① 1日の作業の終了時において、防じんマスクに付着した放射性物質の表面密度を放射線測定器を用いて測定すること。
- ② 1日の作業の終了時において、鼻腔内の放射性物質の表面密度を測定すること（鼻スミアテスト）

（労働基準局安全衛生部労働衛生課）

8. 除染土壌再利用の実証事業における被ばく対策等について

(6)「基本的考え方について」では、「再生資材を用いた工事の計画・設計、施工、供用の一連のプロセスにおける留意点を整理した「再生利用の手引き（仮称）」を作成する。」としている。除染事業ではガイドラインが作成されたが、労働現場の実態に合っておらず、事実上意味をなさないものもあった。例えば、労働者の休憩については、被ばく低減のために全員車の中で休憩すること、それが難しければ風上で休憩すること、などといった机上の空論がガイドラインとなっていた。休憩中の外部被ばくや放射性物質取り込みを防ぐなら、きちんとした休憩所を現場に設置するか、安全な休憩所まで車で移動して休憩をとるべきである。「再生利用の手引き」の作成に当たっては、労働者の安全が担保できる実効性のあるガイドラインを作成すること。【環境省、厚労省】

(答)

- 1 「再生利用の手引き」については、環境省が作成するものと承知しており、その作成に当たっては、環境省に適宜協力してまいります。

(労働基準局安全衛生部労働衛生課)